大阪府

令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症の外来受診・療養の流れ

令和５年５月８日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。発熱などの症状がある場合、以下の情報を参考にしてください。

発熱などの症状がある場合

医療機関の受診相談窓口等

自己検査を希望する方

感染拡大時には、外来のひっ迫回避のため、重症化リスクの低い方（※）は自己検査を推奨

検査キットは自己にて購入

「体外診断用医療薬品」または「第一類医療薬品」と表示のあるもの

（※）重症化リスクのある方：65歳以上の方、妊婦、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者等

医療機関受診を希望する方

かかりつけ医等の医療機関を受診

または、

対応可能な **外来対応医療機関** を府ホームページで公表

医療機関をお探しの方は ⇨ 大阪府　外来対応医療機関

相談窓口

新設

●大阪府コロナ府民相談センター

・発熱時の受診相談、体調急変時の相談など（看護師配置あり）

全日２４時間受付　（令和５年5月8日(月)午前9時から運用開始）

電話 06-7178-4567

FAX 06-6944-7579

©2014 大阪府もずやん

- **●＃7119（救急安心センターおおさか）**
  すぐ受診すべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったとき
- **●＃8000（小児救急電話相談）**
  夜間の子どもの急病時、病院に行った方がいいか判断に迷ったとき
- **●保健所**　お住まいを管轄する保健所へ

陽性の場合　療養等

自宅療養（自主的な）

自宅療養者支援サイト

（QRコード）

終了
・自宅療養者への健康観察・パルスオキシメーターの貸与
・配食サービス・隔離のための宿泊療養施設

入院（医師の判断による）

原則、医療機関間による調整

医療費の自己負担

他の疾患同様、医療費は基本的に自己負担が発生します

外来

- ・医療費：保険診療（自己負担あり）
- ・検査費用：保険診療（自己負担あり）
- ・解熱剤、咳止め薬など：保険診療（自己負担あり）
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬：自己負担なし（令和5年9月末までの予定）

入院

- ・医療費：保険診療（自己負担あり）
- ・検査費用：保険診療（自己負担あり）
- ・解熱剤、咳止め薬など：保険診療（自己負担あり）
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬：自己負担なし（令和5年9月末までの予定）
- ・高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額（2万円未満の場合はその額）（令和5年9月末までの予定）

療養証明発行

令和5年5月7日までに陽性判明

発行が可能な方
・発生届出対象者　※My HER-SYSの利用は令和5年9月末まで可

令和5年5月8日以降に陽性判明

発行は行いません

陽性の場合　自主的療養する場合

●外出を控えることが推奨される期間は
・発症日を0日目（無症状は検体採取を0日目）として5日間かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまで
・10日間経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、周りの方へうつさないよう配慮をしましょう

例）		5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
有症状患者	発症日		有症状	有症状	軽快							
			外出を控える推奨期間			症状軽快後24時間経過						
			10日目までは感染対策（不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える）									
	発症日		有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快			
			外出を控える推奨期間							症状軽快後24時間経過		
			10日目までは感染対策（不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える）									

感染症法に基づいた外出自粛や就業制限は求められません

濃厚接触者

濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなります

基本的な感染対策

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、感染拡大を防ぐため、引き続き、基本的な感染対策を心がけましょう。
・手洗い、手指消毒　・咳エチケット　・こまめな換気　・「3密」の回避（密集、密接、密閉）　・マスクの着用（※）

※マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いる事がないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

令和5年5月8日時点